

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	